

公共建築工事週休2日制試行要領

令和8年7月

三重県県土整備部営繕課

目 次

- 1 土日完全週休2日制工事試行要領
- 2 【参考】週休2日制工事確認表

1. 土日完全週休2日制工事試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 土日完全週休2日制工事とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
 - ・後片付け期間
 - ・夏季休暇（3日間）
 - ・年末年始休暇（6日間）
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事事故等による不稼働期間
 - ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
 - ・その他、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間
- なお、発注者の指示により土日作業（同一週内での指示に限る）を行った作業日は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

(対象工事)

第3条 すべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が50日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事（発注者指定型経費補正なし）」である旨を明示する。

(経費の計上)

第5条 週休2日に関する経費補正は行わないものとする。

2 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

3 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。また、工事完成時に通期の週休2日の達成状況を報告すること。

(工事成績評定における評価)

第6条 対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表 創意工夫の評価（監督員）における【働き方改革】において加点評価する。

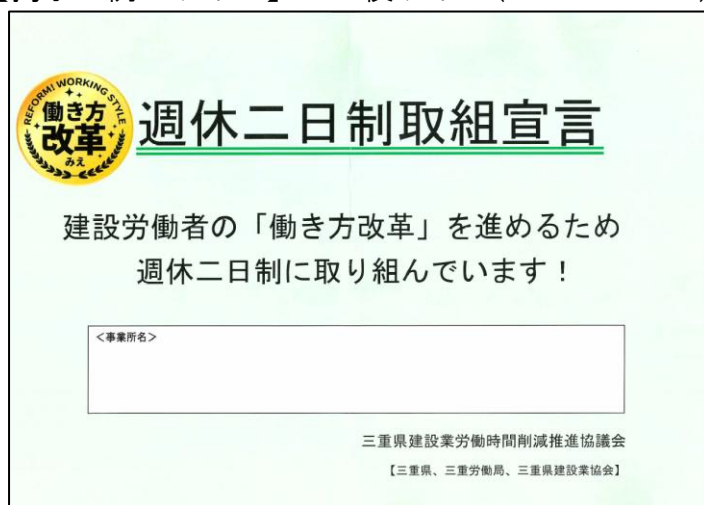
なお、現場見学会など、1週間以上前に判明した土日作業がある場合には、発注者との協議により土曜日・日曜日を別の日へ振替えることができるが、工事成績評定の加点対象となるのは、原則、前後各2週間以内の平日へ振替えた場合とする。

また、対象期間内ですべての土曜日・日曜日の現場閉所及び通期の週休2日が達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

(その他)

第7条 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※³が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、以下のとおりとする。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie->

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/densisinsei_00001.html

- ・直接受け取る場合

【配付先】厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※3 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

【別紙 通期の週休2日の考え方】

通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が、4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

通期の週休2日は、以下のとおり、月1回の現場閉所を確認し、工事完成時に週休2日の達成状況を確認する。

A月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3 工事契約日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

A月

- ・対象期間 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数 対象外（準備期間）
- ・現場閉所日数/対象期間日数 対象外
- ・土日現場閉所 対象外

B月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2 工事着手	3	4	5
6	7	8	9 作業指示	10	11 土曜作業	12
13	14 振替え	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

B月

- ・対象期間 29日
- ・現場閉所日数 8日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 8日/29日=27.6...NG 工期全体で評価
- ・土日現場閉所 OK（土曜作業 OK、振替え OK）

C月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26 工事完成	27	28	29	30

C月

- ・対象期間 6日
- ・現場閉所日数 2日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 2日/6日=33.3... OK
- ・土日現場閉所 OK

- 準備・後片付け期間
- 対象期間

通期（工期全体）

- ・対象期間 35日
- ・閉所日数 10日
- ・現場閉所日数/対象期間日数 10日/35日=28.6... OK
- ・土日現場閉所 全て OK

